

設定日：2024年1月11日 信託期間：無期限  
決算日：11月15日（休業日の場合は翌営業日）

運用実績

設定来の基準価額及び純資産総額の推移



基準価額及び純資産総額

基準価額	16,797円
純資産総額	983百万円

※基準価額は1万円当たりの金額です。

最近の分配金実績（税引前）

	決算期	分配金
第1期	2024年11月15日	0円
第2期	2025年11月17日	0円
-	-	-
-	-	-
-	-	-
設定来累計		0円

※分配金は1万円当たり当たりの金額です。  
※運用状況により、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

※ベンチマークはS&P500（配当込み、円換算ベース）で、ファンド設定日を10,000として換算し直しています。  
※基準価額（税引前分配金再投資）は、信託報酬（後述の「ファンドの費用」参照）控除後の値です。

騰落率（税引前分配金再投資）

	1か月	3か月	6か月	1年	3年	5年	設定来
ファンド	12.90%	7.12%	9.37%	45.73%	-	-	67.97%
ベンチマーク	12.92%	7.19%	9.53%	46.16%	-	-	69.25%

※当ファンドの決算時に分配金があった場合に、その税引前分配金で当ファンドを購入（再投資）したとして計算した騰落率です。

ポートフォリオ

資産構成

	比率
実質外国株式	100.0%
内 現物	97.4%
内 先物	2.6%
コールローン他	0.0%

※比率は当ファンドの純資産比率です。  
※REITの組み入れがある場合は、株式に含めて表示しています。

組入上位10業種

業種	比率
1 情報技術	35.6%
2 金融	12.1%
3 コミュニケーション・サービス	10.7%
4 一般消費財・サービス	10.0%
5 資本財・サービス	8.7%
6 ヘルスケア	8.4%
7 生活必需品	4.9%
8 エネルギー	3.5%
9 公益事業	2.3%
10 素材	1.9%

※比率は当ファンドがマザーファンドを通じて投資する株式の評価金額合計に対する比率です。  
※業種はGICS（世界産業分類基準）で分類しています。

組入上位10銘柄

組入銘柄数：504銘柄

銘柄	業種	比率
1 NVIDIA CORP	情報技術	8.3%
2 APPLE INC	情報技術	6.5%
3 MICROSOFT CORP	情報技術	5.2%
4 AMAZON COM INC	一般消費財・サービス	4.2%
5 ALPHABET INC-CL A	コミュニケーション・サービス	3.3%
6 BROADCOM INC	情報技術	3.1%
7 ALPHABET INC-CL C	コミュニケーション・サービス	2.7%
8 META PLATFORMS INC-A	コミュニケーション・サービス	2.4%
9 TESLA INC	一般消費財・サービス	1.7%
10 BERKSHIRE HATHAWAY	金融	1.4%

※この資料の最終ページに重要な注意事項を記載しています。必ずご確認ください。

## ファンドの特色

- マザーファンドへの投資を通じて、米国の証券取引所上場株式（これに準ずるものを含む）に投資します。
- S&P500（配当込み、円換算ベース）の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。
  - S&P500は、米国株式の代表的な500銘柄で構成される株価指数であり、S&P500（配当込み、円換算ベース）を当ファンドおよび投資対象とするマザーファンドのベンチマークとします。
  - 投資成果の比較基準となるベンチマークの騰落率は、オリジナル指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出します。
- 実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
  - 投資対象国の通貨と円との間の為替変動により基準価額は変動します。
- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 投資リスク

当ファンドは、主にマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に米国の株式に投資を行いますが、主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合があります、その運用成果(損益)はすべて投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

※この資料の最終ページに重要な注意事項を記載しています。必ずご確認ください。

## 投資リスク

## 基準価額の変動要因

株価変動リスク	株式の価格は、一般に個々の企業の活動および業績、経営方針、ならびに法令順守の状況等に反応して変動するほか、投資対象国の経済情勢および景気見通し、ならびに金利変動、為替相場およびそれらの見通し等にも反応して変動します。したがって、マザーファンドに組み入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落する可能性があります。
信用リスク	当ファンドは、米国の株式を実質的な投資対象としていることから、株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。また、金融商品取引の相手方や受託会社の決済不履行または債務不履行等により損失を被ることがあります。
為替変動リスク	当ファンドの実質的な投資対象である米国の株式は外貨建資産であるため、当ファンドの基準価額は為替変動の影響を受けます。一般に、主な為替相場の変動要因としては、金利変動、中央銀行等による政策金利の変更または為替介入、政治的要因等があります。
流動性リスク	投資対象となる有価証券の市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てするために実質的に保有する有価証券を大量に売却しなければならない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。 また、解約資金の手当てが間に合わず、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことにより解約金の支払いに対応する場合があります、その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。

※この資料の最終ページに重要な注意事項を記載しています。必ずご確認ください。

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位にて受付けます。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位にて受付けます。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。
購入・換金 申込不可日	原則として、ニューヨークの証券取引所または銀行の休業日
申込締切時間	原則として、販売会社の毎営業日の午後3時30分までとします。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
信託期間	無期限（信託設定日：2024年1月11日）
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回るようになった場合または下回ることが明らかとなった場合、受益者のため有利であると認める時、またはやむを得ない事情が発生した時は、償還することがあります。
決算日	毎年11月15日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回の決算時に収益分配方針に基づき収益の分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。 ※「分配金再投資コース」と「分配金受取コース」があります。なお、お取り扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	1兆円
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税制上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」および「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用および益金不算入制度は適用されません。
ファンドの略称	ライトSP5 ※日本経済新聞の「オープン基準価格」欄に掲載される略称です。

※この資料の最終ページに重要な注意事項を記載しています。必ずご確認ください。

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

購入時	購入時手数料	ありません。
換金時	信託財産留保額	ありません。

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、日々の純資産総額に年率0.0748% (税抜0.0680%) の信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期間末（当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のときに、信託財産中から支払います。
その他の費用・ 手数料	その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・監査費用 ・信託財産に関する租税 ・信託事務の処理に要する諸費用 等

※上記の手数料等の合計額については、投資者の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

## 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約） および償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※上記は、2024年7月末現在のものです。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※この資料の最終ページに重要な注意事項を記載しています。必ずご確認ください。

## 委託会社、その他の関係法人等

委託会社：ファンドの運用の指図を行う者  
 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社  
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第345号  
 加入協会／日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会  
 ホームページ [www.statestreet.com/im](http://www.statestreet.com/im)  
 電話番号 03-4530-7333  
 お問い合わせ時間（営業日）9：00～17：00

受託銀行：ファンドの財産の保管および管理を行う者  
 三井住友信託銀行株式会社

販売会社：ファンドの募集の取扱いおよび解約お申込みの受付等を行う者

### 販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	金融商品取引業者 一般社団法人 第二種	資産運用業協会 一般社団法人	金融先物取引業協会 一般社団法人	備考
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第67号	○		○		
今村証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長（金商）第3号	○		○		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○	○	○	○	
北洋証券株式会社	金融商品取引業者 北海道財務局長（金商）第1号	○				
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第164号	○			○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号	○	○	○	○	
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3335号	○		○		
株式会社イオン銀行 （委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	登録金融機関 関東財務局長（登金）第633号	○				
株式会社SBI新生銀行 （委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券）	登録金融機関 関東財務局長（登金）第10号	○			○	
株式会社SBI新生銀行 （委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	登録金融機関 関東財務局長（登金）第10号	○			○	

※一般社団法人投資信託協会と一般社団法人日本投資顧問業協会は統合し、2026年4月1日より一般社団法人資産運用業協会になりました。

※この資料の最終ページに重要な注意事項を記載しています。必ずご確認ください。

## 【投資信託および当資料に関する留意点について】

- 当資料は、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社が作成した販売用資料です。
- 当資料は、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社が信頼できると判断したデータにより作成していますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また、掲載データは過去のものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等（外貨建て資産には為替変動リスクもあります）を投資対象としているため、お客様の資産が当初の投資元本を割り込み、損失が生じることがあります。
- 投資信託は
  1. 預貯金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
  2. 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
  3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡す投資信託説明書（交付目論見書）および契約締結前交付書面等の内容を必ずご確認ください。ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）および契約締結前交付書面等は販売会社にご請求ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズはブランド名をステート・ストリート・インベストメント・マネジメントに変更いたしました。ステート・ストリート・インベストメント・マネジメントは、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社が行う資産運用関連業務のブランド名です。